

小金井市LINE公式アカウント情報配信等システム運用等業務仕様書（案）

1 業務名

小金井市LINE公式アカウント情報配信等システム運用等業務

2 事業目的

小金井市LINE公式アカウント情報配信等システム導入業務委託仕様書（案）により構築されたシステムの運用等

3 運用期間

令和5年12月1日より令和6年3月31日

4 業務内容

(1) システム運用等

- ① OS、アプリケーションにおけるセキュリティ対策、サイバー攻撃対策、不正アクセス対策、アクセスログ管理による内部不正対策、通信の暗号化による改ざん等への防止対策並びに適切かつ万全なウイルス対策を実施すること。
- ② システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア・セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- ③ システムおよびシステムの稼働に伴い、継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供、管理を行うこと。
- ④ 使用する全てのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本市と協議のうえ、提供および適用作業を行うこと。
- ⑤ ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、直ちにセキュリティ対策を行うこと。なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行ったうえで本番環境へ適用すること。
- ⑥ システムの安定的運用のために、サービスの停止が必要な場合は、サービス停止の10日前までに本市へ協議を行い、承諾を得ること。
- ⑦ 意図しないシステムの不具合やサービス停止が発生した場合、直ちにサービスの復旧または代替手段を用意し、サービスの安定的な運用に努めること。

(2) サポート等

- ① 担当者変更や他部署での活用等で必要に応じて操作説明会やミーティングを実施すること。説明会やミーティングの回数と時間に制限を設けないこと。また本システム利用に関して生じる疑問等については、電話また

は電子メール等による技術サポートを実施し、相談に応じること。

- ② 受託者は、友だち登録状況や運用実績を分析し、課題解決に向けた提案や他の成功事例の紹介など、効果的な運用に向けて本市と協議を行うこと。

5 支払い

毎月払い

6 その他

(1) 再委託

- ① 受託者は、全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。
- ② 上記①の記載のただし書きについて、受託者が、業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を市に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(2) 守秘義務

- ① 本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。また再委託先にも本義務が及ぶものとする。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- ② この契約による業務を処理するため個人情報等を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は市と協議を行うこと。